

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規 則	
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	2
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第78号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和5年高知県条

例第11号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和7年10月1日とする。

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第79号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第21号）附則の規定に基づき、同条例第2条の規定の施行の日は、令和7年10月1日とする。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第80号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則
高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の1の(3)の表3の(2)の項中「第3条第1項、第3項及び第5項」を「第3条第1項、第2項及び第12項」に改め、同表の5の(1)の表10の(1)の項中「第3条」を「第4条」に改め、同表の5の(3)の表4の(20)の項中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改め、同表の6の(3)の表3の(1)の項、3の(2)の項及び3の(3)の項中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同表の10の(2)の表3の(2)の項中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改め、同表の12の(1)の表2の項中「第108条第5項」を「第108条第4項」に改める。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第81号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり

条例施行規則の一部を改正する規則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第12条の4の児童相談所の児童を一時保護する施設」を「第12条の4第1項に規定する一時保護施設」に改め、同条第7号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第82号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則
高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。
第7条第4項中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第83号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表2の項(2)中「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日 高知県知事 濱田 省司 高知県規則第84号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。 第6条の3第3項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。 附 則 この規則は、令和7年10月1日から施行する。 ~~~~~ 高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年9月30日 高知県知事 濱田 省司 高知県規則第85号 高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項第5号中「同条第16項」を「同条第19項」に改める。 第14条第4項第2号中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。 附 則 この規則は、令和7年10月1日から施行する。 ~~~~~ 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年9月30日 高知県知事 濱田 省司 高知県規則第86号 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。 別表第1備考5の（3）中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。 別表第2備考5の（3）中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。 附 則	この規則は、令和7年10月1日から施行する。	
---	-------------------------------	--